

○厚生労働省令第六十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）

第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定

薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇九十四 (略)</p> <p>九十五 (略)</p> <p>九十六 「—(シクロヘキシリメチル)—H—インドール—」</p> <p>九十七 「—(シクロヘキシリメチル)—H—インダゾール—三—カルボキサミド」—三—メチルブタン酸及びその塩類</p> <p>九十八 「—(シクロヘキシリメチル)—H—イントール—」</p> <p>九十九 (略)</p> <p>一百 (ベンゾフラン—四—イル) —N—エチルプロパン—</p> <p>一二 (アミン及びその塩類)</p> <p>二百一 (略)</p> <p>二百二 「—(ベンゾフラン—六—イル) —N—エチルプロパン—」</p> <p>二百三 (略)</p> <p>二百四 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇九十四 (略)</p> <p>九十五 (新設) 二—「—(シクロヘキシリメチル)—H—インダゾール—三—カルボキサミド」—三—メチルブタン酸及びその塩類</p> <p>九十六 「—(二・三—ジクロロフェニル) ピペラジン及びその塩類</p> <p>九十七 「—(ベンゾフラン—二—イル) —N—エチルプロパン—二—アミン及びその塩類</p> <p>九十九 (新設) 「—(ベンゾフラン—五—イル) —N—エチルプロパン—二—アミン及びその塩類</p> <p>二百一 (略)</p> <p>二百二 「—(ベンゾフラン—二—イル) プロパン—二—アミン及びその塩類</p> <p>二百三 (略)</p> <p>二百四 (略)</p>
	(傍線部分は改正部分)

附
則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。